

和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る認知症等を伴う患者受入体制支援事業実施要領

(目的)

第1 この要領は、新型コロナウイルス感染症患者及び感染が疑われる者（以下「新型コロナウイルス感染症患者等」という。）の中でも特に認知症等を伴う患者など、看護の負担が大きい患者に対応した医療機関に対し補助することで、新型コロナウイルス感染症に対する患者受入体制の維持を目的とする。

(事業内容)

第2 この要領に基づき、県は、以下の事業を実施する。

和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る認知症等を伴う患者受入体制支援事業

ア 内容

新型コロナウイルス感染症患者入院受入病院において、新型コロナウイルス感染症患者等の中でも特に認知症等を伴う患者など、看護の負担が大きい患者に対応した者に対し補助することで、患者受入体制の維持を目的とし、人件費の補助を行う。

イ 補助事業者

新型コロナウイルス感染症患者等のうち、認知症等を伴うなど、看護の負担が大きい患者に対応した医療機関

ウ 補助対象経費

認知症等を伴う新型コロナウイルス感染症患者等の対応に要した人件費等

エ 申請書等提出期間

別途通知等により定める日

オ 留意事項

その他交付申請に必要な書類等は、和歌山県新型コロナウイルスに係る認知症等を伴う患者受入体制支援事業補助金交付要綱に定めのあるとおりとする。

(補助対象経費等)

第3 補助金の基準額、補助対象経費及び補助率等は、和歌山県新型コロナウイルスに係る認知症等を伴う患者受入体制支援事業補助金交付要綱に定めのあるとおりとする。

附 則

この要領は、令和3年3月9日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

この要領は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。